

○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〇十 略〕</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率とする。</p> <p>〔十二〇十四 略〕</p> <p>（最低所要内部TLAC額の計算方法）</p> <p>第五条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〇十 同上〕</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。</p> <p>〔十二〇十四 同上〕</p> <p>（最低所要内部TLAC額の計算方法）</p> <p>第五条 「同上」</p>

力に係る健全性を判断するための基準であって、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力（以下「内部TLAC額」という。）は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部TLAC額」という。）以上とする。

一 [整]

Ⅱ（当該主要子会社グループに係る総エクスポージャーの額）  
 $\times L \times P \times$ （当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数）

（注）

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合  
は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合  
は2.25

Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「 $L \times P$ 」については、第一条第十一号ただし書に規定する比率を適用するときは、当該比率をもつてこれに代えることとする

2 前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処

一 [同上]

Ⅱ（当該主要子会社グループに係る総エクスポージャーの額）  
 $\times L \times P \times$ （当該主要子会社に係る内部TLAC水準調整係数）

（注）

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合  
は8パーセント、国内基準行の場合は4パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場合  
は2.25

Lは、3パーセント

2 [同上]



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和二年六月三十日から適用する。